

館林都市計画地区計画の変更（明和町決定）

都市計画明和町役場庁舎周辺地区計画を次のように決定する。

名 称		明和町役場庁舎周辺地区地区計画
位 置		邑楽郡明和町田島、南大島及び新里の各一部
面 積		約8.9ha
区域の 整開発 及び 保全 の方針	地区計画の目標	本区域は、町の中央に位置し、役場庁舎、ふるさと産業文化館、海洋センター、明和町立こども園、ふるさとの広場（公園）等の公共公益施設が集積しており、公衆の利便性が高い区域である。 本区域の地域特性を活かした公共公益施設の集積地である業務拠点として、公衆の利便性及び都市機能の維持増進を図るものとする。
	土地利用の方針	公共公益施設の集積地として、緑豊かな環境と調和のとれた良好な住環境の形成を図るものとする。
	建築物等の整備方針	公共公益施設として町民の利便性と安全性の向上を図るとともに、地区の良好な住環境を保持するため、建築物の用途の制限等を定める。
地区 整備 計画 に 関 する 事項	建築物等 の 用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外は、建築してはならない。 （１）学校、図書館その他これらに類するもの （２）体育館 （３）水泳場 （４）地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物 （５）老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの （６）公衆便所、休憩所、公衆電話所 （７）前各号の建築物に附属するもの
	建築物の容積率の最高限度	200%
	建築物の建ぺい率の最高限度	60%
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は2 m以上、隣地境界線までの距離は1 m以上とする。ただし、守衛所、自転車駐車場、玄関ポーチその他これらに類するもので階数が1のものはこの限りではない。
	建築物の高さの最高限度	25m

「区域は計画図表示のとおり」